非課税世帯に給付金を支給します

問 福祉課 社会福祉係　☎ 92-7964

物価高騰による家計への負担を軽減するため、令和６年度住民税非課税の世帯を対象に、１世帯あたり３万円を給付します。

対象	基準日（令和６年 12 月 13 日）時点で基山町に住民登録があり、次の①②をすべて満たす世帯 ①世帯全員の令和６年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ②住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていない世帯
給付額	１世帯あたり３万円　※１世帯１回限り ☆ 18 歳以下（平成 18 年４月２日以降生まれ）の子どもがいる場合、子ども１人あたり２万円を加算 ※１人１回限り

支給を受けるためには、確認書の提出が必要です

対象となる世帯には、基山町から確認書を郵送しています。内容を確認のうえ、必要事項を記入し、提出してください。

確認書提出期限
６月 30 日（月）
※郵送の場合は必着

・確認書の受理後、書類の不備がなければ３～４週間後に支給します。支給日は、支給決定通知書を郵送してお知らせします。
・令和６年度の住民税が未申告の世帯には、確認書を送付できません。上記給付金の対象で住民税の申告がお済みでない場合は、福祉課へご連絡ください。
・令和６年 12 月 14 日から令和７年６月 30 日までに生まれ、同一世帯となる新生児も加算の対象です。該当する場合は、福祉課へご連絡ください。

給付金を装った詐欺にご注意ください！

・給付金に関して、町などが ATM の操作をお願いすることはありません。
・町などが、給付金の支給のため、手数料等の振込をお願いすることはありません。

被害に遭わないために、
あやしい電話がかかってきたら
家族や知人、警察に相談しましょう！

離乳食教室に参加しませんか

問申 こども課 みらい館係　☎ 92-2305

離乳食の時期には、わからないことや悩むことがたくさんあると思います。「なぜ離乳食の段階を踏まなければいけないの？」「食材の選び方や好き嫌いが少ない子に育てるためには？」などの講話を実施します。離乳食がスタートしてから疑問に思うことなど、ご質問ください。お子様もいっしょに参加できますので、月齢が近い赤ちゃんと保護者同士の交流にもなります。この機会にぜひ基山っ子みらい館へお越しください。

▽**日時**　３月 25 日（火）　午後１時 30 分～２時 30 分
▽**場所**　基山っ子みらい館 子育て交流広場
▽**内容**　管理栄養士による講話（調理や試食はありません。）
▽**対象**　基山町在住の５・６か月児とその保護者
▽**持参するもの**　子どもノート、筆記用具

★参加費は無料です
★要予約（10 名程度）